

平成25年度 全県商工会女性部長サミットが大仙市で開催されました

県連合会・県女性連主催による「全県商工会女性部長サミット並びに女性部支援担当者会議」（四十二名出席）が、9月12・13日、大仙市の奥羽山荘を会場に開催され、各商工会女性部活動についての報告や今後の事業計画等について、部長・担当職員を交えて活発な意見交換が行われました。

会議では、「全県商工会おもてなしまつり（10/12～14開催）」の概要説明、秋田デスティネーションキャンペーンに合わせた女性部「おもてなし隊」の活動内容、取り組みなどが話し合われました。これからも女性部員一丸となって県女性連事業を推進していくことを強く確認し合いました。

また、本年度の開催地域、大仙市の国指定名勝「旧池田氏庭園」の見学や「旧南外村の榎岡焼」体験なども行い、由緒ある歴史的庭園・地域資源を見て・触れて・体験し、県南の文化と伝統産業の見聞を深めた研修となりました。



旧南外村の榎岡焼を体験する参加者



女性部長サミットに参加した「おもてなし隊」



大仙市の国指定名勝「旧池田氏庭園」を見学



討 報



秋田県商工会連合会理事・仙北市商工会長の千葉正登氏は、かねて病氣療養中のところ平成25年8月26日、秋田市内の病院でご逝去されました。

享年75歳。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

故千葉会長は、昭和53年より旧田沢湖町商工会の役員を務められ、商工会合併後の平成21年からは仙北市商工会長に就任され、現在に至っています。

その間、商工会連合会の監事、平成24年からは理事に就任され、全県的な視野から商工会の運営並びに地域商工業の振興にご尽力されました。

「第46回秋田県商工会青年部野球大仙美大会」を開催 ～白神八峰商工会青年部が大会3連覇!～

第46回秋田県商工会青年部野球大仙美大会が9月28日（土）、29日（日）開催されました。大会には全県より13チームが参加し、落合球場・西明寺球場（仙北市）・美郷町球場・美郷町北球場を会場にリーグ戦方式で開催され、白熱した試合が展開されました。

大会2日目は落合球場を会場に勝ち残った白神八峰、にかほ市、美郷町、よこて市の各会青年部による準決勝、決勝が行われ、決勝で白神八峰商工会青年部がよこて市商工会青年部を14対6で下し、見事3年連続の優勝を果たしました。

また、28日には大仙市内のホテルにおいて交流レセプションが開催され、全県より約200名の青年部員が参加しました。来賓には栗林大仙市長をはじめ、多数ご臨席いただき、歴史ある青年部野球大会の交流会にふさわしく盛大に開催されました。大会を通じ、青年部員相互の親睦とネットワーク強化され、互いに明日からの商売繁盛に向け鋭気を養いました。

来年度は、北秋田地区で開催されます。結果は次のとおり。



優勝した白神八峰商工会青年部

大会結果

優勝	白神八峰商工会青年部
準優勝	よこて市商工会青年部
第3位	美郷町商工会青年部
	…… にかほ市商工会青年部
最優秀選手賞	…… 齊藤 弘泰さん(白神八峰)
優秀選手賞	…… 伊藤 一八さん(白神八峰)
	…… 相馬 一輝さん(よこて市)



消費税、17年ぶり増税へ!

秋田県商工会連合会 嘱託専門指導員 武野りつ子氏 寄稿

皆さんご存じの通り、来年4月1日に消費税率8%への引上げが決定しました。この会報が発行される頃には更に増税に向けた動きが進んでいる事でしょう。

建設業や製造業等の方は9月迄の請負契約で経過措置の適用（増税後の引渡でも旧税率が適用）があった為、他業種より一足早く増税を実感したのではないのでしょうか？

10月1日からは消費税転嫁対策特別措置法が施行されました。主な内容として大きく3点が挙げられます。

- ①消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買ったたき等）が禁止されます。
- ②消費税に関連する様な形での安売り宣伝や広告を行う事が禁止されます。
- ③「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められます。適用期限は平成29年3月末日となっています。

特に③については、企業の方針によってどの様な表示方法になるのか、一消費者として大変興味深いところです。事務負担が少なく価格転嫁がしやすい税抜表示か消費者が望む総額表示か、併記するならどちらを強調表示するのか。いずれに

しても表示方法が統一されない限り、消費者の混乱は避けられない事でしょう。消費税は平成元年4月に3%で実施され増税は2度目ですが、今回は総額表示になってから初という事で、総額表示義務がある事業者にとっては大変な負担となっています。又10円未満や100円未満切捨価格で販売やサービスを行っている事業者は、値上方法についてギリギリ迄検討を迫られる事でしょう。

今年度になって、何度か消費税転嫁対策講習会に講師として参加させて頂きました。受取消費税は仮受金で支払消費税は仮払金だという事を、非常に良く理解している方とそうでない方もいらっしゃいます。8%の1年半後には10%の税率が控えています。理論上の消費税は最終消費者が負担し事業者が納付行為を行うものですが、簡単に転嫁できるものでもありません。納税資金を確保しておく事務作業も容易ではありません。今迄は深く考慮せず税込価額で取引していた事業者も、これからは本腰を入れて転嫁対策を講じないと、増税分がそのまま事業者の負担となってしまいます。商工会にも消費税転嫁対策相談窓口が設置してありますので是非ご利用下さい。